

# こくみんほご 国民保護を ぞんじ ご存知ですか？

ひらかたしこくみんほごけいかく しょうかい  
枚方市国民保護計画のご紹介 -

ひらかたし ぶりょくこうげき う だいきほ おおきてしまった場合、  
枚方市では、武力攻撃を受けたり大規模テロなどが起きてしまった場合に、

じゅうみん せいめい しんたい ざいさん まも  
住民のみなさんの生命、身体、財産を守ることができるよう、

こくみんほごほう へいせい ねん がつしこう もと  
『国民保護法』（平成16年9月施行）に基づいて、

ひらかたしこくみんほごけいかく  
枚方市国民保護計画をつくりました。

このパンフレットは、じゅうみん こくみんほご りかい  
住民のみなさんに国民保護について理解していただけるように、

けいかく ないよう かんたん しょうかい  
計画の内容などをわかりやすく簡単に、ご紹介するものです。

ひら かた し  
枚 方 市

# 国民保護法とは

国民保護法は平成16年9月に施行された法律で、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。武力攻撃を受けたり大規模テロなどが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするため、国・都道府県・市町村などの責務や役割、そしてその具体的な措置を規定したものです。

# 枚方市国民保護計画とは

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は国民保護計画を作成することが義務付けられました。この計画は、武力攻撃を受けたり大規模テロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・府・市町村・関係機関などと連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ決めておくものです。

市では、国民保護法に基づき『枚方市国民保護協議会』を設置し、この協議会や市民のみなさんのご意見を踏まえ、平成19年1月に計画を作成しました。

# 枚方市国民保護計画の主な内容

## 巻頭メッセージ 『はじめに』

『非核平和都市宣言』や『人権尊重都市宣言』を行っている本市の基本姿勢及び本計画の重要性を明確にしています。

## 第1編 総則

計画の目的や対象、計画策定にあたっての基本方針として9項目を掲げています。

また、計画が対象とする武力攻撃事態や緊急対処事態などについて、また武力攻撃事態対処において特に留意しなければならない事柄として、市の地理的、社会的特性などについても記載しています。

## 第2編 武力攻撃事態などへの対処

市の初動体制の確立や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への警報・避難指示の伝達方法、さらに想定される事態に応じた避難誘導のほか、食料・医療などを提供する救援や消火などの救助活動などの災害対処について記載しています。

## 第3編 平素からの備え

事態対処を的確に実施するための平素からの備えとして、近隣市町村との相互応援協定や複数の避難実施要領パターンの作成、住民避難や緊急物資の運送経路などの確保、住民参加型訓練の実施などについて記載しています。

## 第4編 復旧など

事態終息後の施設の復旧や権利利益の救済、損失・損害補償などについて記載しています。

# 基本方針

1

基本的人権の尊重

2

国民の権利利益の  
迅速な救済

3

国民に対する情報提供

4

関係機関相互の情報  
の共有化及び連携協力の確保

5

国民の協力

6

指定(地方)公共機関の自主性の  
尊重その他の特別な配慮

7

高齢者、障害者、外国人などへの  
配慮及び国際人道法の的確な実施

8





国民保護措置などに従事する者  
などの安全の確保

9

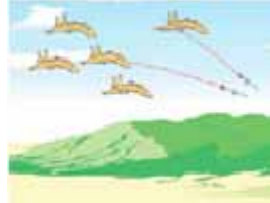
地域防災計画などに基づく  
取組みの蓄積の活用

## 国民保護が対象とする事態

### 緊急対処事態

<p>石油コンビナート、 可燃性ガス貯蔵施設 の爆破など</p>	<p>ターミナル駅、 列車の爆破など</p>	<p>炭疽菌、サリンの 大量散布など</p>	<p>航空機による 自爆テロなど</p>
			

### 武力攻撃事態

<p>着上陸侵攻</p>	<p>ゲリラ・ 特殊部隊による攻撃</p>	<p>弾道ミサイル攻撃</p>	<p>航空攻撃</p>
			



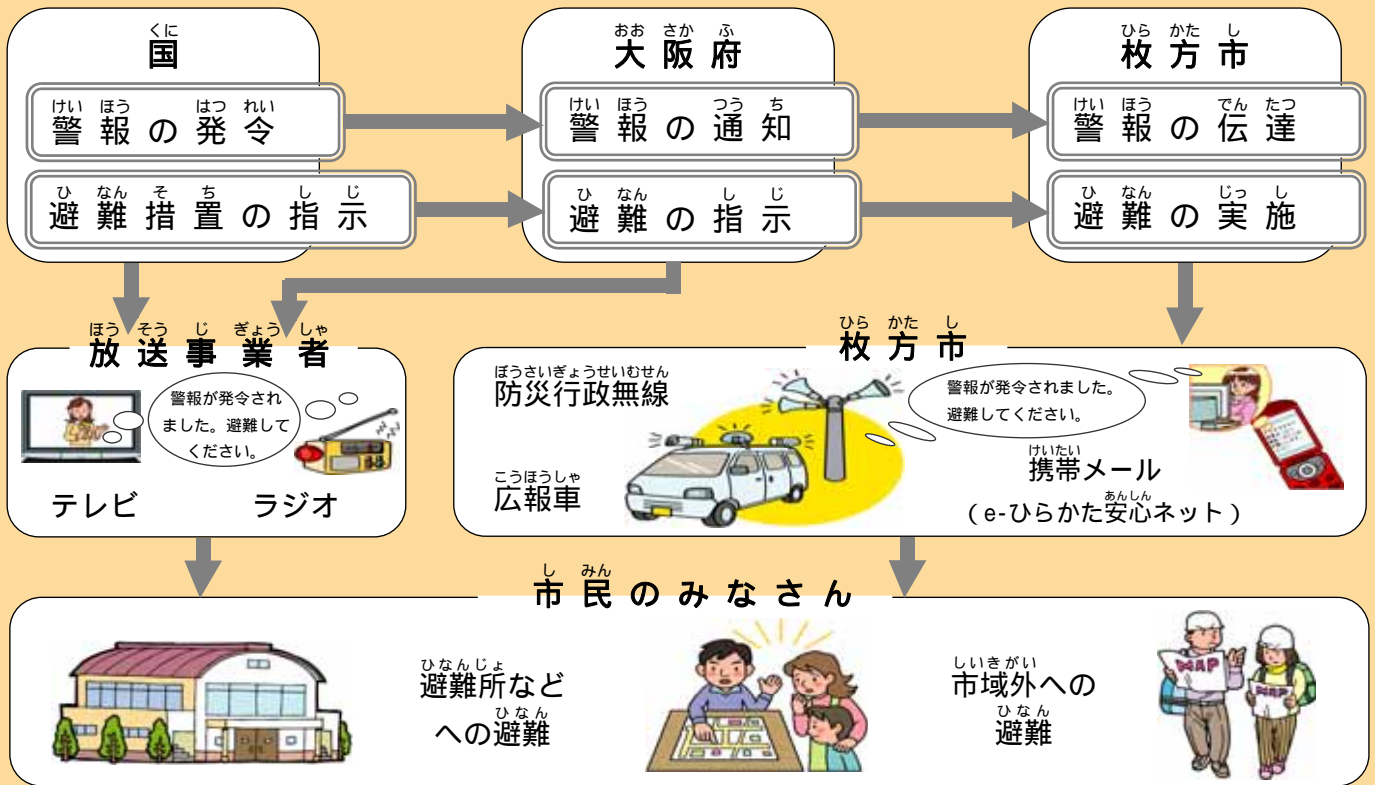
# 国民保護措置の内容

## 1 避難



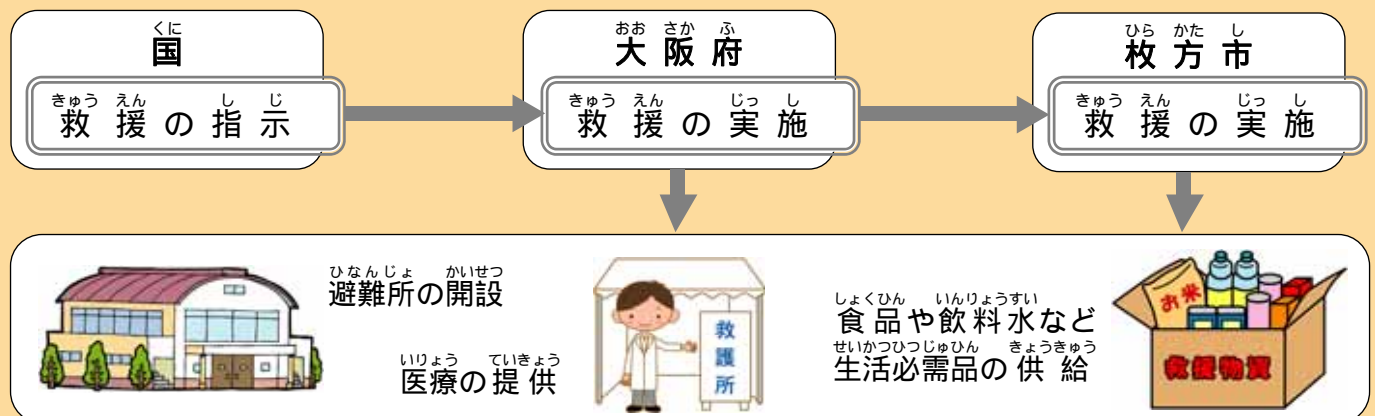
国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行います。

警報の内容はテレビ、ラジオで放送されますが、市では、国から知事を經由して受けた警報の内容を、防災行政無線や広報車、地域FM（エフエムひらかた）、ケーブルテレビ（ケイキャット）、携帯電話のeメール（e-ひらかた安心ネット）などを活用し、みなさんに伝達します。



## 2 救援

市は、大阪府や関係機関などと協力して、避難所の開設、医療の提供、食品や飲料水などの生活必需品の供給などの救援活動を行います。



# 国民保護措置の内容

## 3

### 安否情報の収集・提供

市は、行方不明になったり、家族と離ればなれになった人たちのために安否情報を収集し、避難所などに窓口を設置し、みなさんからの照会に応じます。

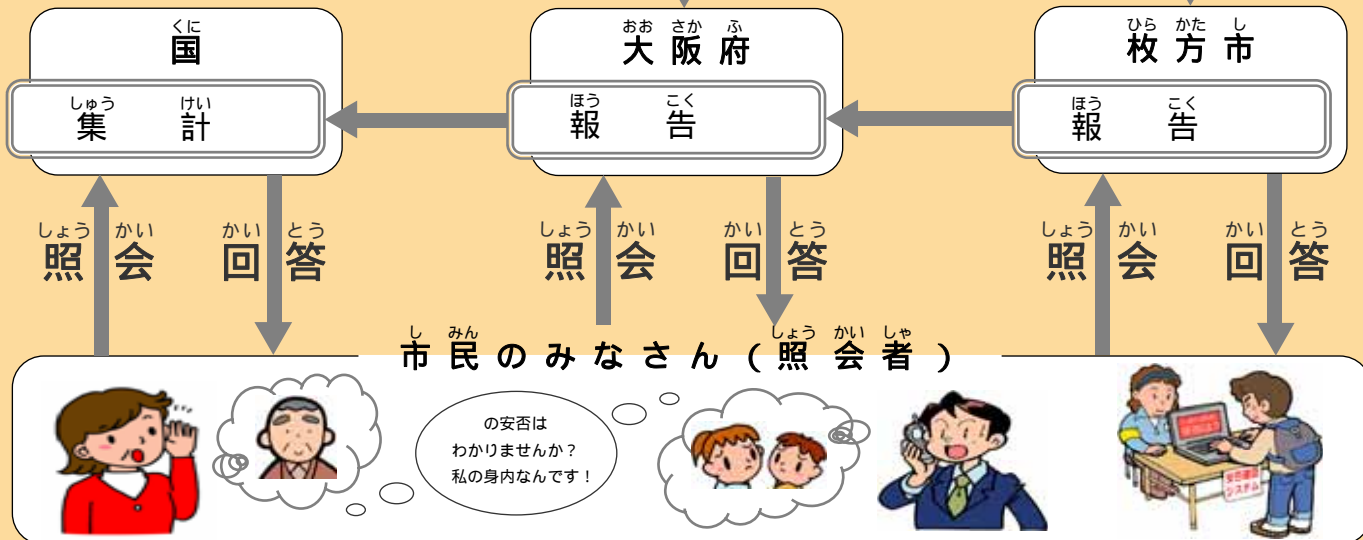
関係機関（警察・病院など）



避難所



情報収集



## 4

### 被害の最小化

市は、大阪府や関係機関と協力して、武力攻撃やテロなどによる被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



消火、救助などの消防活動



警戒区域の設定や  
区域内への立入制限



危険物、毒物、高圧ガスなどの  
取扱所での製造の禁止・制限など

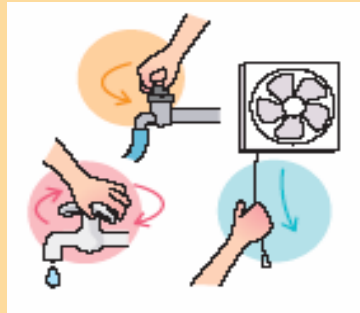
# もしものとき身を守るために

けいほう はつれい  
警報が発令されたら  
そのときは・・・



## 1 まず身の安全を図りましょう

おくない  
屋内なら



ドアや窓を全部閉めましょう。  
ガスや水道、換気扇などを止め  
ましょう。  
ドア、壁、窓ガラスから離れて座  
りましょう。

おくがい  
屋外なら



近隣の堅牢な建物や地下街な  
どの屋内に避難しましょう。

## 2 情報収集に努めましょう

警報、テレビ、ラジオなどを通じ  
て伝えられる各種情報に耳を傾  
け、情報収集に努めましょう。



## 3 落ち着いて行動しましょう

避難の経路や手段などについて状  
況に応じた適切な指示が出されます。  
避難の指示が出された場合は、指示に  
従い落ち着いて行動しましょう。  
家の戸締りをし、非常持出品を持参しま  
しょう。



くに ちじ けいゆ う  
国から知事を経由して受け  
た警報の内容を、防災行政  
無線、広報車、携帯電話の  
一斉メール（e-ひらかた安  
心ネット）などを活用し、  
住民及び関係のある公私  
の団体に、警報を伝達・通知  
します。  
また地域FM（エフエムひ  
らかた）やケーブルテレビ  
（ケイキャット）に緊急放  
送の要請をします。

警報の伝達や避難、救援の実施においては特に、高齢者、  
障害者、外国人など、災害時要援護者に配慮します。



# もしものときはどうすればいいの？

**Q 1** 武力攻撃やテロなどが起こったら、市ではどんなことをするの？

**A 1** 武力攻撃やテロなどが起こったら、対策本部を設置し関係機関と連携して、「住民の避難（警報の伝達や避難誘導など）」、「避難住民の救援（食料や医薬品の提供など）」、「武力攻撃災害への対処（消火や救助活動、警戒区域の設定など）」などの保護措置を実施します。



**Q 2** この国民保護計画でどんな人たちが保護されるの？

**A 2** 市の住民はもちろん、通勤、通学、旅行などで市内に滞在している人や、市外から避難してきたすべての人を、国籍を問わず保護します。



国際人道法であるジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約第1追加議定書及び第2追加議定書などには、国際的な武力紛争において、武力紛争の影響を受ける住民の保護や、武力紛争の結果生じた傷病者、死者などの人道的取り扱いに関する規定が含まれています。

**Q 3** 住民は何か協力しなければならないの？  
強制されたり権利を侵害されたりしない？

**A 3** 避難誘導や救援への協力、消火活動、負傷者の搬送などの市民の協力は、自発的な意思にゆだねられます。要請にあたっては強制することはありません。また、ご協力をお願いする場合には、安全の確保に十分配慮します。



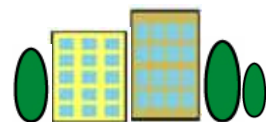
**Q 4** もしものとき家族や知人と離ればなれになってしまったときは？

**A 4** 行方不明になったり、家族と離ればなれになった人たちのために、関係機関の協力のもと安否情報を提供します。情報の収集や提供にあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意したうえで、できるだけすみやかに回答します。



**Q 5** もしものときに備えて、市はどんな備えをしていくの？

**A 5** 組織や体制の整備、また職員の参集基準の整備をします。  
24時間即応可能な体制を確立します。  
物資や資材の備蓄に努めます。  
ライフラインや鉄道などの危機管理の強化に努めます。  
国民保護に関する訓練の実施に努めます。





このマークは、<sup>こくみん ほご</sup>国民の保護のための措置<sup>そち おこな</sup>を行う組織<sup>そしき</sup>とその要員<sup>よういん</sup>、建物<sup>たてものおよ</sup>及び物品<sup>ぶつびん</sup>の保護<sup>ほご</sup>並び<sup>なら</sup>に避難所<sup>ひなんじょ</sup>を識別<sup>しきべつ</sup>するために使用<sup>しよう</sup>するものです。  
ジュネーヴ諸条約<sup>しよじょうやくだい</sup>第1追加議定書<sup>ついかぎていしよ</sup>で定められている国際的な<sup>こくさいてき</sup>標章<sup>ひょうしょう</sup>《特殊標章<sup>とくしゅひょうしょう</sup>》です。

## 枚方市国民保護計画の閲覧場所

としょかん 図書館  
しやうがいがくしゅう 生涯学習センター  
ししよ 支所  
せいしやうねん 青少年センター  
きやういふんか 教育文化センター  
しえき 市駅サービスコーナー  
ぎやうせいりやう 行政資料コーナー  
ひらかたしやくしよ 枚方市役所ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp>

## 国民保護のしくみに関する詳しい情報

こくみんほご 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp>  
そうむしやうしやうぼうちやう 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp>  
おおさかふ 大阪府 <http://www.pref.osaka.jp>



ひらかたし  
枚方市

2007年9月発行

ききかんりぶ  
危機管理部

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
TEL 072-841-1221 (代表)  
FAX 072-841-3092 (直通)  
E-mail [kikikanri@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kikikanri@city.hirakata.osaka.jp)